は前条第一項第一号から第七号まで、第九号から第十五号まで、第十七号若しくは第十九号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し又はその幇助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する。

第一一二条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

一　職務上不正な行為（第百六条の二第一項又は第百六条の三第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。）をすること若しくはしたこと、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

二　職務に関し、他の役職員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

三　前号（独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号（同項において準用する場合を含む。）の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた職員

第一一三条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第百六条の四第一項から第四項までの規定に違反して、役職員又はこれらの規定に規定する役職員に類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者（不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。）

二　第百六条の二十四第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附　則（抄）

第一条　この法律は、昭和二十三年七月一日から施行する。

第四条　職員に関し、その職務と責任の特殊性に基づいて、この法律の特例を要する場合には、別に法律又は人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）をもつて、当該特例を規定することができる。ただし、当該特例は、第一条の精神に反するものであつてはならない。

第六条　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百
号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三
（昭和三十五年法律第三十号）、
年法律第五十七号）及び船
（昭和四十二年法律第
命令は、職員には適

第七条　第百八条
働関係の実態
の能率的な
年」とあ
間」と
刑法
中

第四

第五

①
律
ただ
行す
一　第
二　（略

ポケ六は…
だから…
目次が充実！
条文を探しやすい
★ 目次があると，探したい条文がすぐに見つかるのでとっても便利。
太鼓判
全体像がわかると記憶にも残るし……
法律
★ 目次から，その法律の全体像が，わかるんです！

全体像がわかる　法令目次

自治法は目次が不可欠

●地方自治法（抄）

（昭和二二・四・一七法六七）

施行　昭和二二・五・三（附則参照）

改正　（平成二九年以前の改正は重要なもののみ掲げる）昭和二三法一六九、昭和二三法一七九、昭和二五法一〇一（昭和二五法一四三）・法一四三、昭和二七法三〇六、昭和二八法二一二、昭和二九法一九三、昭和三一法一四七、昭和三八法九九、平成三法二四、平成六法四八、平成九法六七、平成一〇法五四、平成一一法八七（平成一一法一二二）、平成一四法四、平成一六法五七、平成一八法五〇・法五三、平成二三法三五、平成二四法七二、平成二九法五四、平成三〇法六・法七・法二三・法四四・法四六・法四九・法五二・法五三・法六六・法六八・法七八（令和一法二六）・法九五・法一〇二、平成三一法三・法四・法六・法一四、令和一法一・法七・法一一・法一二・法一六・法一七・法二六・法三七・法五七・法六二・法六三、令和二法二・法五・法八・法一二・法一六・法二六・法三三・法四一・法六二・法七五、令和三法五・法七・法九・法三〇・法三一・法三六・法三七・法三九・法四三・法四四・法五〇・法五四・法六三・法八二、令和四法四一・法四（令和四法一〇二）・法一六・法三三・法三四・法三七・法四四・法四八・法四九・法五二・法五三・法五六・法六八・法九六・法一〇一・法一〇四、令和五法一四・法一九・法二一・法三一・法三四・法四八・法五八・法六三・法七三・法八四・法八九、令和六法四七・法五六・法五九・法六四・法六五・法六六

目次

第一編　総則（一条—四条の二）
第二編　普通地方公共団体（抄）
第一章　通則（五条—九条の五）
第二章　住民（一〇条—一三条の二）
第三章　条例及び規則（一四条—一六条）
第四章　選挙（一七条—七三条）
第五章　直接請求
第一節　条例の制定及び監査の請求（七四条—七五条）
第二節　解散及び解職の請求（七六条—八八条）
第六章　議会
第一節　組織（八九条—九五条）
第二節　権限（九六条—一〇〇条の二）
第三節　招集及び会期（一〇一条—一〇二条の二）
第四節　議長及び副議長（一〇三条—一〇八条）
第五節　委員会（一〇九条—一一一条）
第六節　会議（一一二条—一二三条）
第七節　請願（一二四条・一二五条）
第八節　議員の辞職及び資格の決定（一二六条—一二八条）
第九節　紀律（一二九条—一三三条）
第十節　懲罰（一三四条—一三七条）
第十一節　議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員（一三八条）
第十二節　雑則（一三八条の二）
第七章　執行機関
第一節　通則（一三八条の二の二—一三八条の四）
第二節　普通地方公共団体の長
第一款　地位（一三九条—一四六条）
第二款　権限（一四七条—一六〇条）
第三款　補助機関（一六一条—一七五条）
第四款　議会との関係（一七六条—一八〇条）
第五款　他の執行機関との関係（一八〇条の二—一八〇条の四）
第三節　委員会及び委員
第一款　通則（一八〇条の五—一八〇条の七）
第二款　教育委員会（一八〇条の八）
第三款　公安委員会（一八〇条の九）
第四款　選挙管理委員会（一八一条—一九四条）
第五款　監査委員（一九五条—二〇二条）
第六款　人事委員会、公平委員会、労働委員会、農業委員会その他の委員会（二〇二条の二）
第七款　附属機関（二〇二条の三）
第四節　地域自治区（二〇二条の四—二〇二条の九）
第八章　給与その他の給付（二〇三条—二〇七条）
第九章　財務（抄）
第一節　会計年度及び会計の区分（二〇八条・二〇九条）
第二節　予算（二一〇条—二二二条）
第三節　収入（二二三条—二三一条の四）（抄）
第四節　支出（二三二条—二三二条の六）
第五節　決算（二三三条・二三三条の二）
第六節　契約（二三四条—二三四条の三）
第七節　現金及び有価証券（二三五条—二三五条の五）
第八節　時効（二三六条）
第九節　財産（二三七条—二四一条）
第一款　公有財産（二三八条—二三八条の七）
第二款　物品（二三九条）
第三款　債権（二四〇条）
第四款　基金（二四一条）
第十節　住民による監査請求及び訴訟（二四二条—二四二条の三）
第十一節　雑則（二四三条—二四三条の五）（抄）
第十章　公の施設（二四四条—二四四条の四）
第十一章　情報システム（二四四条の五・二四四条の六）
第十二章　国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係（抄）
第一節　普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等
第一款　普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等（二四五条—二四五条の九）
第二款　普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等の手続（二四六条—二五〇条の六）
第二節　国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理
第一款　国地方係争処理委員会（二五〇条の七—二五〇条の一二）
第二款　国地方係争処理委員会による審査の手続（二五〇条の一三—二五〇条の二〇）
第三款　自治紛争処理委員（二五一条）
第四款　自治紛争処理委員による調停、審査及び処理方策の提示の手続（二五一条の二—二五一条の四）
第五款　普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与に関する訴え（二五一条の五—二五二条）
第三節　普通地方公共団体相互間の協力（抄）
第一款　連携協約（二五二条の二）
第二款　協議会（二五二条の二の二—二五二条の六の二）
第三款　機関等の共同設置（二五二条の七—二五二条の一三）（抄）
第四款　事務の委託（二五二条の一四—二五二条の一六）
第五款　事務の代替執行（二五二条の一六の二—二五二条の一六の四）